

# 令和7年国勢調査広報業務に係る企画提案仕様書

## 1 委託業務の概要

令和7年国勢調査の実施にあたり、発注者が提示する要件を踏まえた上で、当該調査の内容や重要性などを広く県民へ周知し、世帯から確実に回答を得るための効果的な広報を提案及び実施する。

また、オンライン調査の広報や、協力が得られにくい対象者層に対し訴求力のある広報を重点的に実施する。

## 2 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次の各号による広報業務とし、参加事業者に企画立案、準備、制作等を一括して委託する。

### (1) 訴求対象

本県に住んでいるすべての人及び世帯を対象とするが、特に次の対象者層について重点を置く。

- ・調査に関心がない層やプライバシー意識が高い層
- ・回答の意思はあるが、回答が面倒であると感じる人
- ・一般的に面会が困難であるオートロックマンションに居住している人
- ・単身世帯など昼間不在がちな人
- ・スマートフォン等の操作に慣れている若い人
- ・常住外国人

### (2) 実施期間及び訴求内容

#### イ すべての期間

国勢調査は日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした最も重要な調査であり、正しい統計を得るために、正確に回答する義務があることを理解いただくもの。

#### ロ 調査関係書類配布の告知期間及びインターネット回答推進期間

(令和7年9月1日から10月1日まで)

(イ) 令和7年9月20日から10月1日までにインターネット回答用IDや調査票等の配布が行われること(国勢調査員が各世帯を訪問し、配布していること)。

(ロ) 回答期間(インターネットは令和7年9月20日から10月8日まで、紙の調査票は令和7年10月1日から10月8日までであること。)

(ハ) 回答方法(インターネット(スマートフォン、PC、タブレット)もしくは紙の調査票で回答できること。)

(ニ) 今回の国勢調査では、インターネット回答を推進していること。(インターネット回答依頼書に表示されているQRコードを読み取ることで、ログインID・アクセスキーが自動入力されることから、スマートフォン等での回答が簡単であること。)

(ホ) コンタクトセンターの案内、国勢調査2025キャンペーンサイトの案内。

#### ハ 調査回答促進期間(令和7年10月2日から8日まで)

(イ) 回答期間(インターネット、紙の調査票ともに期限が令和7年10月8日までであること。)

(ロ) 国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票の回収を行っていること。

### (3) 広報の方法及び内容等

#### イ みやぎ県政だよりの作成【必須提案項目】

(イ) 掲載日

令和7年9月1日（9・10月号）

（ロ）規格

0.5ページ

（ハ）広報の内容

（1）に示す訴求対象により、令和7年6月中旬までに作成すること。また、発注者が3に示す広報素材を提供することも可能だが、訴求内容に応じて提案してもよい。

※ 掲載料については、発注者が負担する。

ロ 県内地方紙「河北新報」への掲載【必須提案項目】

（イ）掲載日

令和7年9月20日（土）朝刊

（ロ）規格

カラー全5段

（ハ）広告の内容

最も重要な国勢調査が実施されるということを強く印象付けるため、目に留まりやすく、わかりやすい内容とする。

ハ 外国人向け調査回答支援チラシの作成【必須提案項目】

（イ）納品日

令和7年8月上旬

（ロ）枚数

2万部

（ハ）納品場所

宮城県企画部統計課

（ニ）広報の内容

外国人が在籍している大学・専門学校や外国人を雇用している企業に対して調査回答を促し、外国人へのサポートを目的とした内容とする。

ニ インターネット広告（バナー広告、動画広告、ブログ広告等）【必須提案項目】

（イ）掲載日

令和7年9月1日から10月8日までの間（上記（2）に示す実施期間及び訴求内容に応じて内容を変更すること。）

（ロ）掲載範囲

県内限定

ホ 交通広告【必須提案項目】

（イ）広告期間

令和7年9月1日から9月30日までのうち2週間以上

（ロ）広告の内容

仙台駅構内のデジタルサイネージ広告やJR、仙台市営地下鉄の駅・車両等へのポスター貼りなど、多くの人に周知できる内容とすること。

（ハ）その他

掲出するポスターは、発注者から提供するものを利用すること。

提供可能部数

B 1 縦片面カラー印刷 最大 200部 (駅用)

B 3 横片面カラー印刷 最大2,000部 (車両用)

へ その他効果的な広報【自由提案項目】

上記イ～ホのほか、県民へ国勢調査の周知を図るための効果的な独自の広報手法を一つ以上提案し、実施する。

3 提供可能な広報素材

資料1「広報素材」に記載のもの

4 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用 (二次利用等)

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

受注者(再委託により受注した者を含む。以下同じ。)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

5 成果物の提出

受注者は、本契約による広報を全て実施した後、次に掲げる資料を発注者に提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 現物、現物のコピー、現場の写真、テープ等、成果が確認できるもの。

・形態 紙及びDVD-ROM

・部数 各1部

6 その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由若しくは本仕様書に記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

(2) 委託業務の実施に際して、発注者と事前に十分調整すること。

(3) 資料2「令和7年国勢調査 調査日程」を参考にすること。

(4) 国及び県で実施する広報については、資料3「令和7年国勢調査 国広報計画」、資料4「令和7年国勢調査 宮城県広報計画」を参考にし、重複する内容は企画提案内容に盛り込まないことが望ましいが、国・県で計画している普及内容をより多くの対象に普及することは妨げるものではない。

(5) 国勢調査に関する情報は、「国勢調査2025キャンペーンサイト」を確認すること。

(<https://www.kokusei2025.go.jp/>)

(6) 本仕様書に記載のない事項、疑義等については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。